

## 第67回 千葉市放置自動車廃物判定委員会

1 日 時：平成30年2月9日（金） 11時00分～12時00分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター4階 43会議室

3 出席者：（委員）

鳥山委員長、坂尾副委員長、星委員、浜島委員、  
君塚委員、河村委員

（事務局）

千葉県警察本部 千葉市警察部 企画調整課：海老根課長  
環境局資源循環部：小池部長  
収集業務課：薬師神課長、秋葉事業系廃棄物班長、金子主事  
建設局土木部：斉藤部長  
土木管理課：浜岡主任技師  
中央・美浜土木事務所管理課：山田課長、清水主任主事  
緑土木事務所管理課：薬師神課長補佐、鶴岡主事

（傍聴人） 0人

※委員7名中6名が出席したため、本委員会は成立。

### 4 議 題

- (1) 委員長の選任
- (2) 議事録署名人の選出
- (3) 前回判定委員会審議物件の処理経過について
- (4) 廃物判定にかかる審議
- (5) その他

### 5 議事の概要

- (1) 委員長の選任  
委員の互選により、鳥山委員が委員長に、坂尾委員が副委員長に選任された。
- (2) 議事録署名人の選出  
委員の互選により、鳥山委員長が議事録署名人に選任された。
- (3) 前回判定委員会審議物件の処理経過について  
金子主事から第66回放置自動車廃物判定委員会審議物件の処理経過と平成28年度放置自動車処理件数について報告があった。

(4) 廃物判定にかかる審議

第1号議案(1台) 廃物判定基準による処分の承認について

整理番号 20170703

緑土木事務所管理課鶴岡主事が通報発見から調査結果に至るまでの経緯及び放置自動車の状態について説明した。

「所有者の追跡が不能という状態であること、車としての機能を失っていることから他に意見が無ければ処分を承認してよろしいか。」と鳥山委員長から声がかかり、各委員からの異議は無く、処分が承認された。

第2号議案(2台) 廃物判定対象物件の判定について

整理番号 20161004

中央・美浜土木事務所管理課 清水主任主事が通報発見から調査結果に至るまでの経緯及び放置自動車の状態について説明した。

浜島委員から「放置されていた場所は車両所有者の自宅前ではなく、他人の家の前だったのか。放置期間はどれくらいか。放置された場所で事故を起こして放置された様子があったか。」と質問。「放置された場所は商店の前で、商店の方からも早く撤去してほしいと通報があった。中央・美浜土木事務所では放置を把握した平成28年12月以前はわからない。車両を見る限り事故を起こした状態ではなかった。」と清水主任主事が回答。

河村委員から「駐車違反で取締はしないのか。」と質問。千葉市警部海老根総務課長より「所有者が判明した車両であれば駐車違反として取締ができるが、所有者が分からない車両は誰から罰金を取るのかという問題が出てくる。この車両は放置車両を撤去するという考えで市の土木事務所が調査をしていた。」と回答。

「車両を現地でみたことがある。写真でみると綺麗な車両だが、実物を見ると小傷も多く、中古車として商品になるかと聞かれると、厳しい車と言える」と星委員より意見が出る。

「年式は分かるのか」と君塚委員より質問。「ホンダオルティアは既に販売を終了した車種。少なくとも10年以上前の車になる」と坂尾副委員長が回答。

「調査の状況から、所有者が放置したのか、名義変更せずにこの車両に乗っていた誰かがここに放置したのかわからない。市で放置を確認してから1年以上調査した結果からも、この案件については廃物と判定してよろしいか。」と鳥山委員長から声がかかり、各委員からの異議はなく、廃物と判定された。

整理番号 20161010

中央・美浜土木事務所管理課 清水主任主事が通報発見から調査結果に至るまでの経緯及び放置自動車の状態について説明した。

浜島委員から「調査において走行に必要な機能(エンジン・トランスミッション・ラジエター等)を0点としているが、写真をみる限り錆びもあり、走行できる状態と見えない。」と質問。清水主任主事より「廃物判定基準における腐食は、単なる錆び等ではなく、そのものの機能に影響するものとしている。目立った破損や部品の欠損が無く、機能に影響する腐食は確認できない状態であったため不明とした。」と回答。

河村委員から「ガソリンは入っている状態なのか。」と質問。清水主任主事より「ガソリンタンクがなくなっていることから、ガソリンは入っていないと思われる。」と回答。坂尾副委員長より「放置車両は置いておくと部品がなくなる

ことが多い。この車両の場合も燃料タンクは盗難された可能性があるのではないか。車両の長期間放置は盗品売買等犯罪の温床にもなる。」と意見が出る。

「所有者の追跡が不能という状態であるため、他に意見が無ければ廃物と判定してよろしいか。」と鳥山委員長から声がかかり、各委員からの異議は無く、廃物と判定された。

(5) その他

次期委員の推薦依頼について

問い合わせ先 千葉県環境局資源循環部収集業務課  
TEL 043 (245) 5248  
FAX 043 (245) 5477